

## 届出書の記載要領

### 1 届出書（表紙）記載上の注意事項

1	表紙	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 [例] 設置届の場合・・・設置<del>（使用、変更）</del>届出書 変更届の場合・・・設置<del>（使用、変更）</del>届出書 使用届の場合・・・設置<del>（使用、変更）</del>届出書</p> <p>(2) 適用条文適用条文の該当しない項目を抹消すること。 [例] 設置届の場合 大気汚染防止法第17条の5第1項<del>（第17条の6第1項、第17条の7第1項）</del> 変更届の場合 大気汚染防止法第17条の5第1項（第17条の6第1項、<del>第17条の7第1項</del>） 使用届の場合 大気汚染防止法第17条の5第1項<del>（第17条の6第1項、第17条の7第1項）</del></p>
2	届出者	<p>その名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載の上、代表者印（丸印）を捺印すること。 （注）代表者でないものが届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証する委任状を添付すること。</p>
3	工場又は事業場の名称	<p>(1) 名称にはふりがなをつけて記載すること。 (2) 個人営業の場合は屋号を記載すること。 (3) 電話番号を記載すること。 (4) 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
4	工場又は事業場の所在地	<p>(1) 郵便番号も記載すること。 (2) 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
5	揮発性有機化合物排出施設の種類の	<p>施行令別表第1の2に係る項番号、名称及び基数を記載すること [例] 8工業の用に供する乾燥施設3基</p>

2 別紙1記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する（番号等はダブらないようにすること。また、一連番号等などわかりやすいように記載すること。）。
2	名称及び型式	当該施設の製造会社名、種類、名称及び型式を具体的に記載すること。
3	設置年月日	当該施設の設置年月日を記載すること（既存の施設の場合のみ該当）。
4	着手予定年月日	当該施設の関係工事（基礎工事を含む）に着する予定年月日を記載すること（既存の施設で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない）。
5	使用開始予定年月日	当該施設の使用開始予定年月日を記載すること（既存の施設で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない）。
6	規模	<p>(1) 当該施設に接続している送風機の定格能力を記載すること（複数の送風機を設置している場合には合計の能力）。なお、循環ファンがある場合には、循環ファンと送風機の定格能力の合計値を記載し、()書きで循環ファン及び送風機の定格能力をそれぞれ記載すること。</p> <p>(2) 当該施設の構造及びその主要寸法並びに送風機の位置を記載した概要図（排出口までの経路も記載すること）を添付すること。</p>
	送風機の送風能力 (m <sup>3</sup> /h)	
	排風機の送風能力 (m <sup>3</sup> /h)	
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m <sup>2</sup> )	
7	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m <sup>2</sup> )	<p>(1) 当該施設における揮発性有機化合物が空気に接する面の面積を記載すること。</p> <p>(2) 当該施設の構造及びその主要寸法並びに、空気に接する面を記載した概要図（排出口までの経路も記載すること）を添付すること。</p>
8	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m <sup>2</sup> )	<p>(1) 当該施設における揮発性有機化合物が空気に接する面の面積を記載すること。</p> <p>(2) 当該施設の構造及びその主要寸法並びに、空気に接する面を記載した概要図（排出口までの経路も記載すること）を添付すること。</p>
9	容量(kl)	<p>当該施設の容量を記載すること（貯蔵タンクの場合に限る）。</p> <p>注) 容量は、消防法に基づく危険物規制において採用されているタンクの容量と同義である。</p>

1 0	1 日の使用時間及び月使用日数等	<p>(1) 当該施設等を最も多く使用する期間 (月) における平均使用状況を記載すること。</p> <p>(2) 貯蔵タンクにおいて、常時貯蔵していない場合や、VOC を貯蔵しているときとそれ以外の物質を貯蔵しているときがある場合には、VOC を貯蔵している日数を記載する。</p>
1 1	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	<p>(1) 当該施設を定格能力で運転するときの排出ガス量 (すなわち最大のもの) を記載する。</p> <p>(2) 湿りガス量とする。これは、VOC 排出施設からの排出ガス注の水分濃度は一般に低く、湿りガスにおける濃度と乾きガスにおける濃度にほとんど差がないため、測定法を簡略化する観点から水分測定は行わず、湿りガスにおける濃度を VOC 濃度としたことによる。</p>
1 2	使用する主な揮発性有機化合物の種類	<p>(1) 当該施設において使用される VOC の成分の中で最も含有率の高い成分及び含有率 (重量比) を記載すること。 [例] トルエン 30%</p> <p>(2) 当該 VOC が石油類である場合は、物質名ではなく、ガソリン、原油、ナフサ等の製品名を記載すればよい。</p> <p>(3) 使用溶剤のMSDSを添付すること。</p>
1 3	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))	<p>(1) 一施設で複数の排出口を有する場合は、それぞれについて記載する。ただし、以下のいずれかでもよい。 ①施設の構造等から最高濃度の VOC を排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口における VOC 濃度。 ②各排出口からの VOC 濃度を排出ガス量で加重平均した濃度。</p> <p>(2) 複数の VOC 排出施設等から集合煙突を経て排出される場合は、各施設が単独に稼働し、当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記載する。</p> <p>(3) 新たに設置する施設の場合には、計算により求めた濃度を記載する。</p> <p>(4) 貯蔵タンク (排出ガス処理装置を設置しているものを除く。) の場合には、計算により求めた VOC 濃度を記載すればよい。</p> <p>(5) 計算により求めた濃度を記載した場合には根拠資料を添付すること。測定値である場合には分析結果表等を添付すること。</p>
1 4	参考事項	<p>(1) ごく短時間に特異的に高濃度の排出が生じる場合等が想定される場合には、その理由と内容を記載する。</p>

		(2) VOCの処理施設を設置しない場合には、処理施設を設置しなくても排出基準を適合できる旨を説明する内容を記載するとともに、根拠資料を添付すること。
--	--	-----------------------------------------------------------------------------

### 3 別紙2期最上の注意事項

1	揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号	<p>処理施設に固有の番号（記号）又は呼称を記載する（番号等はダブらないようにすること。また、一連番号等などわかりやすいように記載すること。）。</p> <p>注：処理施設とは、揮発性有機化合物の処理を行う施設をいう（以下同じ）</p>
2	処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号	当該処理施設に接続されている排出施設の基数、名称及び施設番号を記載すること。ただし、他に当該処理施設を共用する施設がある場合には、その施設の基数、名称及び施設番号も併記すること。
3	揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式	当該処理施設の種類、名称及び型式を具体的に記載すること。
4	設置年月日	当該処理施設の設置年月日を記載すること。（既存の処理施設の場合のみ該当）
5	着手予定年月日	当該処理施設の関係工事（基礎工事を含む）に着する予定年月日を記載すること（既存の施設で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない）。
6	使用開始予定年月日	当該処理施設の使用開始予定年月日を記載すること（既存の施設で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない）。
7	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	<p>(1) 当該届出施設を定格能力で運転するときの排出ガス量（すなわち最大のもの）を記載する。</p> <p>(2) 湿りガス量とする。これは、VOC 排出施設からの排出ガス注の水分濃度は一般に低く、湿りガスにおける濃度と乾きガスにおける濃度にほとんど差がないため、測定法を簡略化する観点から水分測定は行わず、湿りガスにおける濃度を VOC 濃度としたことによる。</p>
	揮発性有機化合物濃度（容量比 ppm（炭素換算））	<p>当該処理施設で処理する揮発性有機化合物の湿り排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。排出ガス中濃度は、メーカー保証値、測定値等を用いることとし、いずれであるかを明記すること。メーカー保証値である場合には根拠資料を添付すること。測定値である場合には分析結果表等を添付すること。</p>

	処理効率 (%)	処理効率は、メーカー保証値、測定値等を用いることとし、いずれであるかを明記すること。メーカー保証値である場合には根拠資料を添付すること。測定値である場合には分析結果表等を添付すること。
--	----------	----------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4 添付書類

- ①委任状（代表者でないものが届出を行う場合）
- ②工場配置図
- ③施設の構造及び主要寸法を記入した概要図（送風機、排風機の位置又は空気に接する面の面積を求める根拠となった面を記載するとともに排出口までの経路も記載すること。）
- ④揮発性有機化合物濃度を説明する資料（計算により求めた濃度を記載した場合には根拠資料、測定値である場合には分析結果表等）
- ⑤排出基準に適合できることを説明する根拠資料（VOC処理施設を設置しない場合）
- ⑥排出施設で使用する溶剤等のMSDS
- ⑦参考事項（県で定めるもの）